## 児童扶養手当

- ■手当の目的 ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るための制度です。
- ■受給要件 次の条件に当てはまる児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に ある者、又は満20歳未満で一定の障害の状態にある者)を監護している父又は母や、 父又は母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

ただし、児童が父又は母の配偶者に養育されているときなどは、受給できません。

- ① 父母が婚姻を解消し、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障害(国民年金の障害等級 | 級程度)にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から引き続き | 年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が引き続き | 年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧ 父母とも不明である児童
- ※事実婚(法律上の婚姻でなく内縁関係)が認められるときは、支給要件に該当しない場合もあります。
- **■手当の額** 児童 | 人のとき 46,690円(所得に応じて減額となります。) 2人目以降は|人につき||,030円加算されます。

※令和7年4月1日以降

- ■支払時期 1月、3月、5月、7月、9月、11月(各月とも11日、土・日・祝日のときはその前日)の年6回、それぞれ支払月の前月分までの2か月分が金融機関の口座に振込まれます。※手当の支給開始は、認定請求をした月の翌月からです。
- ■支給制限 受給者本人の前年分の所得が限度額を超えるときは、その年度は、手当の全部又は一部が支給停止になります。
- ■現況届 毎年8月に現況届が必要です。※提出しないと手当が受けられなくなる場合もあります。

## ☆ 手当の請求に必要な書類

- 預金通帳(受給者本人名義)
- ・戸籍謄本
- ・住民票謄本
- ・年金手帳
- ・マイナンバーカード又は運転免許証等)
- ※その他必要書類が個別に必要な場合がありますので、下記窓口までお問い合わせ下さい。
- ※年金受給をされている方は、年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知 書等の写し等による証明が必要となります。
- 一月 日 日現在の住所が上富良野町以外の方は前住所地発行の所得証明書)
- ※6月までの認定請求には前々年所得、7~9月は前々年と前年所得、10月からは前年所得となう。 うりますので、ご注意下さい
- ■申請窓口 上富良野町こどもセンター内 保健福祉課子育て支援班(Tel45-6501)